

インターネット時代の著作権問題



岡村 久道 氏
弁護士
近畿大学
産業法律情報研究所講師

インターネットは、1995年に完全商用化されたのを契機に、コミュニケーションやビジネスの道具として加速度的なスピードで発展を続けている。その結果、さまざまな問題が表面化し、法的規制が各国で議論され始めている。

ところが、分散型ネットワークだから、もともとネット全体の統一的な管理者、つまり統一的な法的ルール決定権者がいない。かといって、グローバルなネットだから、ひとつの国だけでは管理できない。それゆえ本来は国際的な法制度作りが望ましいが、国によって文化や伝統などが異なっているし、各国のコンセンサス取得には時間も要るので、諸国の政府間合意に基づく条約作りも困難だ。

しかし、著作権法の世界では、約1世紀前からベルヌ条約というのがあり、現在では日米欧を含め世界のほとんどの国が加盟している。ところが、電子ネットワークを流れるのはデジタル・データだ。デジタルはコピーやアレンジが簡単でコストも安いという性質を持っている。コピー後も質の劣化はない。だから、オリジナルと複製を物理的に区別・確定することが無意味な場合すらありうる。要するに、アナログ著作物とは根本的に性格が異なっている。しかも、オープンでグローバルなインターネットであれば世界的に大量の不正コピーが発生する恐れがある。

その結果、これまでのベルヌ条約ではデジタル著作権保護は図れないとして、コンテンツの国際競争力で優位に立つ先進国が危惧し、その結果、著作権を中心とした知的所有権保護の強化という対応方針を打ち出している。このような動向が背景となって、WIPO(世界知的所有権機関)という国連の専門機関で、ベルヌ条約の改定作業の一環として、1996年12月に、「WIPO



著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」が採択された。これによって、初めてプログラムの著作権による保護が条約中に明文化されたほか、電子ネットワークへの対応として「公衆への伝達権」が認められた。また、実演家・レコード製作者の利益を保護するため、ネットで「公衆に提示される状態に置く」行為に関しこれらの者の許諾権を認めた。日本では、これらのWIPO条約の批准に向け1997年6月に著作権法を一部改正し、1998年1月1日から施行した。

改正後は、Webで無断で他人の著作物を公開するのは「公衆送信権」の侵害となった。また、実演家・レコード製作者の有する「送信可能化権」の侵害となる場合もある。なお、Webで公開するためにFTPで無断でサーバに送り込むと自身が「複製権」の侵害となる。

具体的には、どのように著作権侵害の有無を判断すればよいか。

- まず、著作物かどうかを考える。著作物とは、
 (1)「思想または感情」を、
 (2)「創作的」に、
 (3)「表現」したものであって、
 (4)「文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」をいう。(著作権法2条1項1号)

(1)は単なる事実やデータを、(2)は他人の作品の単なる模倣を、(3)はアイデアを、(4)は工業製品などを、それぞれ著作権法の保護対象から除外する機能を持っている。(ちなみに 図1 のとおり、「アイデア」を保護するのは、特許権・実用新案権である)

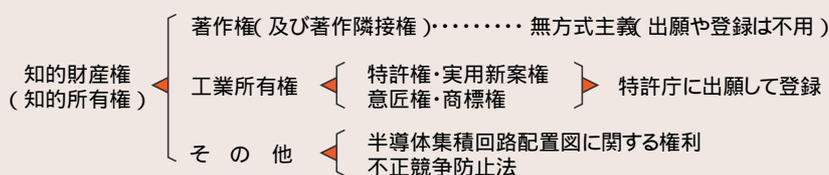
しかし、5歳の子供の描いた絵も著作物だが、経済的価値がないので事実上問題にならないだけだと言われているくらいだから、実際には著作物として認められる範囲は広い。また、新聞記事は事実を報道したものが、取材の中から一定の観点と判断基準に基づき記事に盛り込む事項を選択・構成・表現するから、一般には著作物だとされている。だから、Webに新聞記事を勝手にアップすると原則的に著作権侵害となる。

ベルヌ条約加盟国では、著作物を創作した人が自動的に著作権を取得する。図2のような多くの「権利の束」によって守られている。これらの権利が侵害されれば損害賠償請求や差し止め請求などの対象となる。

この点と関連して、Webコンテンツの中に、「Copyright」と表示されていることが多い。このマルCマークの正式名称は「サークルC」と呼ばれているが、米国がベルヌ条約に加盟していなかった時代の歴史的経緯によるものだ。現在では米国も加盟している。世界の主要諸国が加盟するベルヌ条約では、

図1

知的財産権(知的所有権)制度



cf.商号.....法人は設立時に法務局に登記(自然人も登記可能)

*但し「商号」は知的所有権には含まれないことに注意。

ひとくちに「知的財産権」といっても、実際には異なった性格の複数の権利が含まれている。例えば、「特許権」と「実用新案権」とは発明、つまりアイデアを保護。これに対し、「著作権」は表現を保護しており、その点で両者には相違点がある。また「意匠権」は意匠法により保護されているが、これは工業用デザインを保護するもの。